

# Tokyo Tobihino Rotary Club



会長テーマ

会員同士の親睦を深めると共に、  
地域社会の奉仕を拡大していく。

2024-25 Weekly Report vol.37-17



会長 仙波秀夫



幹事 日高絢子

2024年11月12日(火) 第1699回 通常例会 於:飛火野事務所

■司会 守重昌之会員

■開会点鐘 会長 仙波秀夫会員

■「奉仕の理想」 今月の歌「紅葉」

■お客様紹介 会長 仙波秀夫会員

●東京六本木RC 親睦活動委員 木村直樹様

クラブ創立20周年例会の御案内・映像で出席

例会日2025年1月27日(月) 15～19時、3部構成で進行。1部:ク

ラブ20周年の歩み、2部:記念講演

ポリオ根絶について 尾身 茂先生、3部:懇親会は、NHK弦楽  
4重奏の演奏・懇談。奮ってご参加ください。お待ちしております。

●内田匡史様 日野税務署 署長

本日卓話をお願いしました。よろしくお願いします。

■出席報告 出席委員会委員長 河野和正会員

報告後記

■ニコニコ報告

●親睦委員会副委員長 鎗田香織会員

メッセージ後記

月例記念品贈呈

■会長挨拶 仙波秀夫会員

だいぶ、秋らしい季節になりました。秋といえば、紅葉 今月の歌  
「もみじ」。そもそも紅葉が見られる国自体が世界的に珍しく、東  
アジアの沿岸部やアメリカ、ヨーロッパの一部でしか見られない。  
その上、日本以外の国では1カ所で見られる紅葉は「赤」が「黄色」  
の1色のみ。紅葉した木々の赤・黄色と常緑樹(じょうりょくじゅ)  
の緑、という3色が1カ所で美しくグラデーションがかかったよう  
な景観が見られるのは日本だけです。

ところで、「もみじ」と「かえで」の違いをご存知でしょうか?

「もみじ」の語源は、反物を植物の色素で染めもみだしてそれが  
水中に染み出す様子を「もみづ」と表現していました。秋になって、  
紅葉した葉が赤・黄色に染まっていく様子を「もみづ」に例えて紅  
葉した葉を総称して「もみじ」と呼ぶようになったと思われま  
す。一方「かえで」は、葉の形がカエルの手に似ていることから、(かえ  
るで)→(かえで)となったもので、葉の形状から命名された由来  
があります。植物学的には、「もみじ」はカエデ属に分類されてい  
ます。カエデ属という大きなくりにの中に、もみじという種がある  
とゆう理解で良いと思います。

■幹事報告 幹事 日高絢子会員

1.八王子RC・八王子西RC・八王子東RC・多摩RCより例会変更  
のお知らせが届きました。

2.先日クラブ代表者会議がありバナーをいただきました・回覧し  
ます。

■卓話講師紹介 副幹事 御幡光広会員

本日は大変お忙しい中、日野税務署内田 匡史署長をお迎えし  
まして卓話をお願いしております。

ここで、内田署長の経歴を簡単にご紹介いたします。

内田署長は東京都東村山市生まれで、東京国税局では主に調査  
部に従事され、令和5年に鯉沢税務署長を務められ、本年7月の  
人事異動で日野税務署へ着任されました。趣味は読書・ドライブ  
と伺っております。それでは内田様、よろしくお願ひいたします。

●卓話「預金保険制度」「相続預金の払い戻し制度」について

内田匡史様

皆さんこんにちは、日野税務署長の内田でございます。

本日は、東京飛火野(とびひの)ロータリークラブの卓話にお招き  
いただき、ありがとうございます。今回は、「二つのいざという時  
に」ということでお話しさせていただきますので、よろしくお願ひ  
いたします。

冒頭に、本日はじめてロータリークラブの皆さんにお目にかかり  
ますので、簡単に自己紹介をさせていただきますと思います  
私はこの7月に日野税務署長に着任いたしました、現在59歳で、  
大学卒業後、東京国税局に採用され37年目となります。

在職36年のうち30年間は、税務調査に携わっていて、法人の調  
査が17年、個人の調査が8年で、5年は、その他の調査でした。個  
人の調査8年のうち2年間は相続税の調査に従事していました、  
また、その他に、預金保険機構というところに2年間出向した経  
験がございます。預金保険機構は民間の組織で、出向する際に退  
職金は出ませんでした。一旦退職し、復職時には、2度目の採用  
となりました。預金保険機構は寄せ集めの組織で、メガバンクを  
はじめとした銀行からの出向組が一番多く、国税、金融庁からの  
出向者のほか、警察や検察庁からの出向の方もいらっしゃいま  
した。国税組織を離れ、いろいろなバックグラウンドを持った方と仕  
事をするのができ、学ぶことの多い2年間でした。

本日は、今お話しした預金保険機構勤務と相続税調査の経験か  
ら「二つのいざという時に」についてお話しさせていただきます。  
二つのいざという時の一つ目は銀行など金融機関が破綻したと  
き、倒産したときで、もう一つのいざという時は身近な方がお亡  
くなりになったとき、相続が発生したときのことです。

一つ目の「いざ」の銀行が破綻した場合ですが、その銀行に預金  
していたお金や、融資を受けていた借入がどうなるかご存じて

しょうか。お配りしてある「みんなに安心 預金保険制度」というチラシをご覧ください。

銀行が破綻したときのために、預金保険制度というものがあります。この制度は加盟している金融機関、チラシの下のほうに、対象となる金融機関が記載されています。日本国内に本店のある銀行、信金、信組、労金、ゆうちょ銀行などです。これらの対象となる金融機関が破綻した場合であっても、預金者ごとに普通預金や定期預金の元本1000万円とその利息及び当座預金全額が預金保険で保護され、金融機関が破綻しても、保険金が預金者に支払われることになっています。

預金の1000万円を超えた部分につきましては、破綻した金融機関の財産の状況に応じて払い戻されるので、一部がカットされる可能性があります。また、破綻した金融機関に借入があった場合には、預金と借入金を相殺することができます。相殺は自動的に行われず、預金者が相殺の意思表示をした場合に行われます。なお、破綻直前に行われた振込や送金などは、確実に履行されますのでご安心ください。

今ご説明したように銀行が破綻しても心配なくて大丈夫ということですが、預金保険は金融機関ごとに預金者一人当たり元本1000万円が基準ですので、その銀行の預金の残高を合計して1000万円が対象となります。現在、破綻が心配される金融機関は特に見当たらないと思いますが、多額の資金をお持ちでご心配な方は、金融機関を分散して利用することをご検討いただくのいいかもしれません。また、JAにつきましても、貯金保険制度があり、預金保険と同様に貯金も保護されます。

ここで、金融機関が破綻した場合の預金保険機構の果たす役割を簡単にご説明いたします。先ほどお話ししたように、預金保険では、預金者が破綻した金融機関に複数口座を持っている場合には、口座ごとではなく預金者一人ごとに合算した元本1000万円までとその利息が保護されます。そのため、銀行が破綻した場合は、預金保険機構は、預金者の口座残高を合算して、預金保険で保護される預金の総額を算定します。この作業を名寄せ作業といいます。

実際に、いつ頃、預金の払戻しはできるかにつきましては、金融機関が破綻するのは金曜日となっています。金曜日の閉店から月曜日の開店に間に合うように保険機構の職員が破綻した銀行に向き先ほどの名寄せ作業を行い、月曜日の開店時から払い戻しができるようにします。この処理を金月処理といいます。月金処理を前提としているので、金融機関が破綻するのは、決まって金曜日ということになります。次にもう一つの「いざ」の相続が発生した場合についてお話しします。

相続が発生したときに一番問題になるのが亡くなった方の財産です、特に相続税の申告が必要なのかどうか、申告するのであればどうするのが心配になりますね。

お手元の「相続手続きスケジュール」という資料をご覧ください。左下をご覧くださいと、相続税の申告は相続が発生してから10か月以内に申告と納税をしていただく必要があります。

10か月というと長いようですが、実際にはあっという間にたってしまう。右側のオレンジの主な相続手続き(仏事・家事・その

他)の欄をご覧くださいと、亡くなられた直後から通夜、葬儀、初七日、四十九日、などの法要が続きますが、一方で左側の赤の相続手続き(法務・税務)の欄を見ていただくと、相続人を確定させ、相続財産・債務を把握する必要があります。相続放棄や限定承認をする場合は3か月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。

さらに所得税の準確定申告は4か月以内に行う必要があります、相続税の申告書を作成するには、遺産分割協議を行い、遺産の分割方法や割合を決めたうえで、初めて相続税の申告書の作成に取り掛かり、申告書の提出と納税までを10か月以内に行っていただく必要があります。

相続税につきましては、お手元にある緑の枠の「相続税のあらまし」のパンフレットをご覧ください。

ポイントとなる部分だけお話ししますと、1枚目の「1相続の申告が必要な人とは」ですが、記載のとおり、3000万円に600万円かける法定相続人の数を加えた額を超える相続財産がある場合に相続税の申告が必要になります。

例えば配偶者とお子さんが2人いらっしゃる場合には、600万円に法定相続人の3人をかけた(600万円×3人の)1800万円に3000万円を加えた合計4800万円の基礎控除を超える相続財産がある場合は申告が必要となります。

ただし、配偶者控除を適用した場合には、配偶者が取得した財産が、1億6,000万円までであれば、相続税はかかりません。この配偶者控除の適用を受けるためには、税額の有無にかかわらず、相続税の申告が必要になります。

次に、めくっていただいて「3相続税が課される財産」の(2)にみなし相続財産の制度があります。これは故人の死亡に伴って支払われる退職金や生命保険金については、本来の相続財産では有りませんが、相続によって取得した財産とみなし、相続税の対象に含めて計算をします。

また、(3)の被相続人から取得した相続時精算課税適用財産につきましては、皆さんも相続税の対象となることをご存知かと思いますが、※印の部分についてご説明させていただきます。

令和6年1月1日以後の贈与について、相続時精算課税に係る基礎控除が創設されました。これは、贈与により取得した相続時精算課税適用財産から基礎控除額110万円が控除される制度で、例えば、相続時精算課税を適用し300万円の贈与を受けた場合、今までは、贈与を受けた300万円全額を相続財産に加算していましたが、令和6年1月1日以後の贈与については、基礎控除の110万円を除いた190万円を、相続財産に加えればよいということになりました。

なお、この相続時精算課税の基礎控除額110万円は(4)の被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産のように、相続開始前3年以内の贈与であっても、相続財産に加算する必要はありません。

その他の内容につきましては、後程お目直しをお願いいたします。

続いて資料はありませんが、私の相続税調査の経験上から、お話しさせていただきます。

身近な方に相続が発生すると、役所の手続き、お金のこと、家の

こと、様々な手続きを行う必要があります。普段なじみのないことも多くあり、良かれと思ってした行動が、思わぬトラブルに繋がることもあります。相続発生直後に避けていただきたい行動を3点ほどお話ししたいと思います。

1つ目は、亡くなられた故人の預金を勝手に引き出すことです。亡くなられた故人の財産は、遺産分割協議が終了するまでは相続人全員の共有財産となります。勝手な判断で預金を引き出すことはやめましょう。銀行では、口座名義人の死亡が判明した場合には、その口座を凍結し、正式な相続手続きが取られるまで、預金の払い出しや解約ができないようにします。だからと言って、銀行に相続の発生を連絡せずに、凍結前に預金を引き出すことはやめましょう。

2つ目は、遺言書を勝手に開封することです。遺言書を見つけた場合、勝手に開封をせず、他の相続人に知らせるとともに、必ず家庭裁判所で検認の手続きを行ってください。民法では勝手に遺言書を開封した場合は過料が課されると規定されています。

3つ目は、亡くなられた故人の携帯電話やスマホをすぐに解約することです。

今や、携帯電話やスマホは情報の宝庫です。解約してしまい情報が見られなくなる前に、亡くなられた故人が親しくしていた方の連絡先や、取引していた銀行や証券会社など情報を、確認することができます。相続財産の把握には、とても役立ちますので、いろいろな整理が一段落してから、解約していただくほうが賢明です。以上の3つにお気を付けてください。

今、お話しした通り、相続が発生した場合には、亡くなられた故人の財産は、基本的に動かせなくなり。一方で、亡くなられた直後には医療費の清算、葬儀費用、法要代など多額な出費も考えられます。

そのような時に、資金の手当てする方法が2つありますので、ご紹介いたします。

一つ目はお手元にある「ご存じですか?遺産分割前の相続預金の払戻し制度」のチラシをご覧ください。これは平成30年に民法が改正され、遺産分割が終了する前であっても、金融機関ごとに150万円までは必要な書類が整えば、相続預金の払い戻しが受けられるようになったというものです。相続人が口座ごとに、一定の金額を家庭裁判所の判断を経ずに、金融機関から単独で払い戻しを受けることができるようになりました。詳細はパンフレットでご確認してください。

もう一つは、生命保険の活用です、亡くなられた故人以外の方が受取人となっている生命保険であれば、受取人に指定されている方が単独で保険会社に保険金を請求することができます。通常であれば1週間程度で保険金が振り込まれることとなります。死亡保険金は先ほどお話ししたように、みなし相続財産として相続税の対象となりますが、法律上、保険金は亡くなられた故人の遺

産ではなく受取人ご自身の財産ですので、遺産分割協議の対象とはなりません。

当座の資金が必要な場合には、遺産分割前の相続預金の払戻し制度と生命保険が活用できることを知っていると、いざという時の安心に繋がります。

本日、私からお話しする内容は、以上となります、長時間にわたりご清聴どうもありがとうございました、

もし、ご質問がありましたら、わかる範囲でお答えいたしますが、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、これで終了させていただきますご清聴、ありがとうございました。

#### ■謝辞 会長 仙波秀夫会員

本日は、預金保険制度・相続問題についてわかりやすいお話しありがとうございました。

#### ■閉会点鐘 会長 仙波秀夫会員

出席報告	総数	出席	MU前	MU後	欠席	出席率
第1699回	27	23	1	-	3	88.8
第1697回	26	13	2	0	15	56

ニコニコBOX	本日 24,000円	累計 440,306円
	本年度目標額1,200,000円	達成率36.6%

※今週のメイクアップ 水野さん

※先々週の後メイクアップ なし

#### ニコニコメッセージ

葛西晃子さん・昨日は天候にも恵まれて皆さんで楽しくゴルフコンペが出来て良かったです。皆様夜のパーティーも含めご参加いただきましてありがとうございました。ロータリーライフの楽しみが1つ増えました。次回は写真撮影を忘れないようにします。

大貫 寿さん・昨日のコンペに参加された皆様お疲れ様でした。大変楽しめました。先日の産業祭品評会で青バパイヤーが一等賞を受賞しました。内田様卓話よろしくお願いたします。

山本光一さん・昨日はゴルフ、打上モランボンも大変お疲れ様でした。

河野和正さん・11月になっても暖かい日が続きますが、寒暖差に注意して下さい。内田様本日の卓話よろしくお願致します。

小高俊明さん・昨日はありがとうございました。楽しい一日となりました。結婚記念日のお祝いのお肉をありがとうございました。

御幡光広さん・11/11~11/17は「税を考える週間」です。税金を少しでも身近に感じてもらえたらと国税庁はじめ、税務署では税の啓蒙に努めています。古くは昭和29年に「納税者の声を聞く月間」として始まりました。皆さんもこの機会に少しでも税について関心を持ってみてはいかがでしょうか。

梅田俊幸さん・昨日のゴルフコンペお疲れ様でした。また開催しましょう。鎗田 泉さん・皆様昨日はお疲れ様でした。とても楽しい1日でした。次回もよろしくお願いたします。

鎗田香織さん・昨日、みなさんとのゴルフコンペとても楽しくプレーでき、自己最高の成績を残し、さらにBB賞をいただきました。ラウンドご一緒できなかった方々とはまた別のかたちで親睦を深めることができるとうれしいです。